

狛江市電気料金高騰対策支援金 申請要項

狛江市では、市内事業者の負担を軽減するとともに、その事業の継続を支援するため、電気料金高騰により影響を受けている市内事業者へ、〔狛江市電気料金高騰対策支援金〕を交付します。

1 ページ	表紙
2 ページ	交付対象者・交付要件の確認
3 ページ	支援金の確認
4 ページ	支援金の概要
6 ページ	提出書類
7 ページ	申請から交付までの目安
	決定の取消
	支援金の返還

ページ番号は紙面上部に記載しています

【お問い合わせ】

狛江市 市民生活部 地域活性課

☎ 03-3430-1111（内線 2227） 平日 8：30～17：00 ※年末年始除く

✉ chiikikkr@city.komae.lg.jp

◆ 1 交付対象者・交付要件の確認

1 次の全てを満たしている必要があります。

- (1) 令和4年10月1日現在で市内に事業所、事務所、店舗又はそれらに準ずるもの（駐車場、倉庫及びレンタルスペース等を除く。）があること
- (2) (1)の事業所等において1年以上事業を営む法人又は個人事業者であること
- (3) 申請時点において営業許可の取消し又は営業停止の行政処分を受けていないこと
- (4) 市内で1年以上（令和4年10月1日現在）営業している事業所等の令和4年4月から9月までの電気料金の合計金額が、前年同期間の電気料金の合計金額と比較して20パーセント以上増加していること。ただし、令和3年4月から9月までの間に営業していない期間がある場合は、当該期間を除いた期間の電気料金の合計金額と令和4年4月から9月までの同期間の電気料金の合計金額を比較するものとします。
- (5) 納期限が到来した市税の滞納がないこと
- (6) 電気料金に関して、国、都道府県及び市町村より他の補助金等を受給していないこと
- (7) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと※
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者ではないこと
- (9) 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと
- (10) 宗教活動又は政治活動に関係する者ではないこと
- (11) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者ではないこと

（※）法人税法別表第1に規定する公共法人：沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

2 法人の場合は上記11項目に加え、以下の要件も必要となります。

- (1) 狛江市へ法人設立（設置）届出書を提出していること

◆ 2 支援金の確認

本支援金は、令和 4 年 4 月から 9 月までの電気料金の合計金額が、前年同期間の電気料金の合計金額と比較して 20 パーセント以上増加していることが要件となります。

ただし、令和 3 年 4 月から 9 月までの間に営業していない期間がある場合は、当該期間を除いた期間の電気料金の合計金額と令和 4 年 4 月から 9 月までの同期間の電気料金の合計金額を比較するものとします。

① 電気料金の確認

令和 4 年 4 月から 9 月までの電気料金の合計金額 = **合計 A**

令和 3 年 4 月から 9 月までの電気料金の合計金額 = **合計 B**

② 支援金交付申請要件の確認

合計 A ÷ **合計 B** = 増加割合 ※ **増加割合が 1.2 以上** であれば本支援金の対象となります。

③ 支援金交付申請金額の算定（②で増加割合が 1.2 以上の方のみ）

合計 A - **合計 B** = 差額 C

差額 C の金額の **千円未満切り捨て**した金額が支援金交付申請金額です。

※法人は上限 10 万円、個人事業者は上限 5 万円です。

※詳しく確かめたい方は別紙「電気料確認シート（計算式）」でご確認ください。

◆ 3 支援金の概要

本支援金の目的	電気料金高騰により影響を受けている市内事業者へ、狛江市電気料金高騰対策支援金を交付することで、市内事業者の負担を軽減するとともに、その事業の継続を支援し、もって市内経済の維持を図ることを目的としています。
受付期間	令和4年11月1日（火曜日）～令和5年2月22日（水曜日）
申請方法	電子申請にて受け付けます。
要件	<p>以下の【交付対象者要件】および【交付要件】のすべてを満たす事業者 ※ただし、（2）は法人のみ</p> <p>【交付対象者要件】</p> <p>（1）令和4年10月1日現在で市内に所在する事業所、事務所、店舗又はそれらに準ずるもの（駐車場、倉庫及びレンタルスペース等を除く。）において1年以上事業を営む法人又は個人事業者であって、申請時点において営業許可の取消し又は営業停止の行政処分を受けていないもの</p> <p>（2）市へ法人設立（設置）届出書を提出しているもの</p> <p>（3）法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと</p> <p>（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと</p> <p>（5）狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと</p> <p>（6）宗教活動又は政治活動に関係する者でないこと</p> <p>（7）営業に関して必要な許認可等を取得していない者でないこと</p> <p>【交付要件】</p> <p>（1）交付対象者要件の（1）の事業所等の令和4年4月から9月までの電気料金の合計金額が、前年同期間の電気料金の合計金額と比較して20パーセント以上増加していること。ただし、令和3年4月から9月までの間に営業していない期間がある場合は、当該期間を除いた期間の電気料金の合計金額と令和4年4月から9月までの同期間の電気料金の合計金額を比較するものとします。</p> <p>（2）納期限が到来した市税の滞納がないこと</p> <p>（3）電気料金に関して、国、都道府県及び市町村より他の補助金等を受給していないこと</p>
支援金の額	<p>交付対象者要件の（1）の事業所等の令和4年4月から9月までの電気料金の合計金額から前年同期間の電気料金の合計金額を差し引いた金額（千円未満切り捨て）とします。</p> <p>ただし、法人の場合は10万円を上限とし、個人事業主の場合は5万円を上限とします。</p> <p>※支援金の交付は予算の範囲内で行います。</p>

申請区分	法人：市へ法人設立（設置）届出書を提出しており、法人税法に規定する確定申告を行った事業所 A 個人事業者：青色申告を行った個人事業者 B 個人事業者：主たる収入を「事業収入」として白色申告した方 C 個人事業者：「業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入としており、「雑所得（その他）」又は「給与所得」として白色申告を行った方
申請回数	交付申請は、1の事業者の所在地につき1回限りとします。ただし、1つの事務所等を複数の事業者が共用しており、電力契約を分けている場合には、事業者ごとの電気料金の領収書を提出してください。

◆ 4 提出書類

すべての申請者が共通で提出する書類	
(1) 令和4年4月から9月までの電気料金の領収書 (2) 令和3年4月から9月までの電気料金の領収書 【ご確認ください】 ① 電力契約及び支払いを行った方と申請者は同一であることをご確認ください。 ② 令和3年4月から9月までの間に営業していない期間がある場合は、当該期間を除いた期間の電気料金の合計金額と令和4年4月から9月までの同期間の電気料金の合計金額を比較しますので、対象期間のみ提出してください。 ③ 領収書がない場合は、通帳の写し、振込控えでも可能です。ただし、通帳の写しや振込控えの場合は、請求額が分かるものも提出してください。 ④ 対象期間全ての月分を提出してください。	
事業者区分ごとに提出する書類	
事業者区分	提出書類
法人	(1) 確定申告書別表一の控えの写し 原則として受付印のあるもの。e-tax を利用している場合は受信通知の写しも併せて提出してください。 (2) 市内で営業していることを証明する書類 ※ (1) で確認できる場合は省略可能です。
A 個人事業者 (「青色申告を行った者」)	(1) 確定申告書別表一の控えの写し 原則として受付印のあるもの。e-tax を利用している場合は受信通知の写しも併せて提出してください。 (2) 市内で営業していることを証明する書類 例) 青色申告決算書の写し等
B 個人事業者 (「主たる収入を「事業収入」として白色申告した者」)	(1) 確定申告書別表一の控えの写し 原則として受付印のあるもの。e-tax を利用している場合は受信通知の写しも併せて提出してください。 (2) 市内で営業していることを証明する書類 例) 賃貸借契約書等
C 個人事業者 (「業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入としており、「雑所得 (その他)」又は「給与所得」として白色申告を行った者」)	(1) 確定申告書別表一の控えの写し 原則として受付印のあるもの。e-tax を利用している場合は受信通知の写しも併せて提出してください。 (2) 市内で営業していることを証明する書類 例) 賃貸借契約書等 (3) 個人事業者を証明する書類 例) 令和3年度分に締結した「業務委託契約書」の写し

◆ 5 申請から交付までの目安

申請～（通常 14 日以内） ～ 審査 ～ （通常 14 日前後） ～ 振込
--

※本支援金は振込をもって決定したものとみなします。

※提出書類等に不備がある場合や、市税の納付状況の確認が取れない場合は、上記目安より時間がかかる場合があります。

※申請後、受付番号が表示されますので、そちらを控えてください。申請完了メールに申請状況を照会するURLが送付されますので、現在の申請状況を確認することができます。

◆ 6 決定の取消

申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき等、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

◆ 7 支援金の返還

支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて返還していただく場合があります。

◆ 8 お問い合わせ

お問い合わせ
粕江市市民生活部地域活性課地域振興係 ☎ 03-3430-1111（内線 2227） 平日 8：30 ～ 17：00 ※年未年始を除く ✉ chiikikkr@city.komae.lg.jp